住宅改修制度の適正な利用のために

要介護（支援）状態になった人が、可能な限り、居宅でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支給される介護給付になります。利用者が暮らしやすい住環境を整えるために、利用者の身体状況、日常生活の様子、住宅の状況などを総合的に勘案したうえで、住宅改修を行っていく必要があります。住宅改修の手引きを参考に住宅改修を検討ください。また、事前申請時には下記について確認しておりますので、併せてご確認ください。

１．住宅改修の適正な利用のために検討いただきたいこと

①利用者への説明について

利用者が希望しても、高齢者の自立を支援する観点から、現在の身体状況では必要性の低いものや、無理に改修する必要性がないものに関して、ケアマネジャーや事業者等が利用者に説明します。なお、平成３０年７月に「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」が一部改正され、住宅改修の実施にあたって、複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に説明することとされており、業者選定についても適正な検討をしてください。

②価格について

限度額は一律 20 万円です。利用者の身体状況の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう、価格は適切なものになるようお願いします。（複数の改修事業者で見積りを取るようにしてください。）

２．住宅改修の視点

※ 利用者不在で、家族（介護者）のみで改修を進めることはできません。（入院中等で立ち会えない場合も、リハビリテーション専門職等に動きを確認してもらう等で確認するようにしてください。）

※ 利用者のための改修になりますので、必ず利用者の動作や意思を確認してください。

※ 日常生活の動線を確認し、必要な箇所をご検討ください。

※ 必要に応じて、リハビリテーション専門職等による家屋評価を受けてください。

３．理由書のポイント

理由書は、在宅サービスにおけるケアプランに該当します。どのような改修を行うか、事前申請時に重要な書類となります。理由書の作成者は、介護支援専門員、もしくは地域包括支援センター職員となっています。理由書作成時は、以下をご確認ください。

※ 日常生活に必要のない改修が含まれる場合があります。アセスメント時には、利用者の身体状況や動線をよくご確認ください。

※ 利用者の希望を尊重してもらう必要がありますが、保険給付という性質上、動線を確認し、必要性等についてよくご検討ください。

※ 今後の身体状況の変化に合わせて改修を行うのではなく、あくまでも現状での家屋の改修になります。身体状況の変化応じて、追加での改修をしていただくことも含め、必要性等を利用者及び介護者とよくご検討ください。

４．見積書

見積書について、平成３０年７月「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」が改正され、細かく記載が必要となっています。下記の通りなっておりますので、以後ご確認お願いいたします。

①改修箇所ごとに分ける

見積書は、改修箇所別に必要性を審査しています。改修内容を箇所別に分けて、作成してください。

また、部屋名・改修部分（工事部分）・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・単価・数量・金額・品番・メーカー名を明記し、工事規模の内容が明確に分かるものを作成してください。

※　カタログの添付もお願いしております。（材料の数量及び値段を確認しております。）

※　「〇〇工事一式」と記載しないでください。保険給付対象外の費用が含まれている場合には保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記載してください。

ex）　手すりを玄関とトイレに取り付ける場合

訂正前：4000 ㎜の手すりの笠木を玄関（600 ㎜）とトイレ（600 ㎜）に分けて利用する予定で、トイレ部分の手すりの記載がない。

	商品名	品番	個数	値段	単価
①玄関手すり	笠木	ABC123	1200mm	¥4,500	15,000円/4000mm
	ブラケット	DEF456	2個	¥1,600	800円/個
	取り付け費			¥2,000	
②トイレ手すり	ブラケット	DEF456	2個	¥1,600	800円/個
	取り付け費			¥2,000	
合計				¥11,700	

訂正後：それぞれに費用の内訳を記載

	商品名	品番	個数	値段	単価
①玄関手すり	笠木	ABC123	600mm	¥2,250	15,000円/4000mm
	ブラケット	DEF456	2個	¥1,600	800円/個
	取り付け費			¥2,000	
②トイレ手すり	笠木	ABC123	600mm	¥2,250	15,000円/4000mm
	ブラケット	DEF456	2個	¥1,600	800円/個
	取り付け費			¥2,000	
合計				¥11,700	

②取り付け費

取り付け費については、各改修事業者の裁量による部分が大きいかと思いますが、相場より高すぎないか確認しております。例えば、600㎜の横手すり１本、作業時間１時間程度の工事に対して、20,000円の取り付け費の記載がある場合、他の経費（材料費・下見等の出張費・材料の送料等）が含まれていないか等確認しております。

※ 介護保険給付対象額を計算するために、経費は全てそれぞれの項目での記載をお願いしております。

※ ただし、上の例であっても特殊工事を含む場合等は、一概に相場より高いと判断できないケースもございます。ケアマネジャーに連絡し、事業者より説明を求めることもございます。

５．住宅改修として再検討してほしいケース

様々な状況により、個別に必要性が認められる場合もありますが、以下のようなケースについては再度検討ください。

ex）

日常生活の動線上にない改修	たまにしか行かない場所へ移動するための手すりの取り付け
	毎日を寝て過ごす利用者が気分転換のために利用する外出用の手すりの取り付け
	リハビリ目的で利用する手すりの取り付け
介護認定調査項目の基本調査74項目の動作以外の行動のための手すり	趣味活動（裁縫・園芸）をする場所へ移動するための手すり
	仏壇部屋へ移動するための手すり
利用者の移動の幅より広い床材の変更 （歩行幅は、最大1,000㎜までとしています）	本人の移動の幅よりはるかに広いウッドデッキ・コンクリート等の床材に変更する
利用者の移動の幅より広い床の段差解消 （必要最小限を超える床のかさ上げ）	踏み台の設置で解消できるか再考ください。
劣化した場所の改修	古くなったとの理由で、便器や床等の取り換える
不適切な床材の変更	歩行器を室内で利用している人が滑りやすい素材の床に変更する ※適切な材料か検討してください
不適切な場所への段差解消のためのスロープ	スロープの勾配は、「福祉のまちづくり条例」を元に設定しています。また、住宅の元々の作りにもよりますが、介助の人がいたとしても事故発生のリスクが高い場合は再検討ください。
安全のために扉を内開きから外開きへ変更する	万が一のための改修は、利用者が現に困難となっている状況とは言えず対象となりません。

※上記は例です。判断が難しい場合は、家屋評価に立ち会ったリハビリ専門職等に確認をさせていただく場合もあります。